

国保だより



国保は助け合いの制度です！

国民健康保険（国保）は、いつ起こるかかわからない病気やけがに備えて、加入者のみなさんがお金を出し合い、必要な医療費などにあてる助け合いの制度です。0歳から74歳までの、社会保険などに加入していない自営業者や年金受給者、その家族のかたなどが加入対象です。病院の窓口で保険証を提示すれば、かかった医療費の一部を支払うだけで、安心して医療を受けることができます。

国保からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国保税の徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上、収入等の急減（前年比20パーセント以上減少）により、国保税の納付が困難となったかたからの国保税の徴収の猶予についてご相談に応じます。

徴収猶予の期間は、原則1年以内です。

個別に納税相談を行ったうえで、申請書を提出していただきます。納期限の前でも相談可能です。

徴収猶予のご相談は 収納課まで (☎095-829-1130)

医療費の支払いがどうしても困難な場合

災害及び事業や業務の休止などにより、世帯主の収入が一時的に減少し、医療費の支払いが困難となった場合は、申請により3か月間を上限とする一定期間の医療費が免除される場合があります。免除には条件がありますので、詳しくはご相談ください。

医療費のお支払いに関するご相談は 国民健康保険課 給付係まで (☎095-829-1136)

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります

マイナンバーカードを使って事前に利用申込(※1)をしていただくことで、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります(※2)。

マイナンバーカードをお持ちでないかたは、まずはマイナンバーカードの交付申請をお願いします。

(申請方法については、市ホームページに掲載しています。申請から交付まで約2か月かかります。)

(※1) 下記の物をご準備いただければ自宅で簡単に利用申込ができます。

なお、各地域センター等に設置しているマイナポータル専用端末からも申込いただけます。

(下記1、2をご準備ください。)

マイナンバーカード



利用申込について



利用申込に必要なもの

- 1 申込者本人のマイナンバーカード
- 2 利用者証明用電子証明書用暗証番号(マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁の暗証番号)
- 3 マイナンバーカード読取対応のスマートフォン (または、パソコン+ICカードリーダー)
- 4 「マイナポータルAP (アプリ)」のインストール

(※2) 令和3年10月までに運用開始を予定しています。

運用開始後も、マイナンバーカードを保険証として利用できるのは、カードリーダーを導入している医療機関等に限られます。利用できる医療機関等は順次増えることになっています。

(保険証がなくなるわけではありません。)

マイナンバーカードの申請についてのお問合せは マイナンバー総合フリーダイヤルまで 0120-95-0178
保険証としての利用についてのお問い合わせは 国民健康保険課 給付係まで (☎095-829-1136)

令和3年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月中旬に発送する予定です。

《 令和3年度の国民健康保険税について 》

令和2年度と税率及び課税限度額は変更ありませんが、基礎控除額を変更（33万円→43万円）しました。また、低所得者に対する軽減判定所得の基準を見直しました。（詳しくは「減額制度について」をご参照ください。）

令和3年度の国保税の計算方法

年税額	所得割額	均等割額	平等割額
基礎課税額	課税標準額 × 8.1%	1人につき 24,800円	1世帯につき 18,400円
+	+	+	+
後期高齢者支援金等課税額	課税標準額 × 3.0%	1人につき 9,500円	1世帯につき 6,900円
+	+	+	+
介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満のかた)	課税標準額 × 2.3%	1人につき 8,700円	1世帯につき 4,900円

※課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額が国保税の課税標準額です。

【ご注意】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、確定申告・市県民税申告の期限が延長されたため、申告内容が国保税の当初課税算定に間に合わない場合があります。申告内容が確認でき次第順次反映させてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

減額制度について

前年中の所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額が次の割合で軽減されます。

減額判定の対象となる所得	判定基準	軽減割合
世帯主の所得	$\textcircled{1} 43\text{万円} + (\text{給与所得者等の数}(\ast) - 1) \times 10\text{万円}$ $\textcircled{2} 43\text{万円} + (\text{給与所得者等の数}(\ast) - 1) \times 10\text{万円} + 28\text{万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ $\textcircled{3} 43\text{万円} + (\text{給与所得者等の数}(\ast) - 1) \times 10\text{万円} + 52\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$	以下 → 7割減額
+		以下 → 5割減額
後期高齢者医療制度に移行したかたの所得		以下 → 2割減額

※ 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））の人数です。

被保険者が後期高齢者医療制度へ移行された場合の減額・減免について

① 国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいた場合、移行後も同じ減額割合となるように、後期高齢者医療制度に移行したかたも含めて減額割合の判定をします。（移行したかたが転出したり、世帯主変更があった場合などは、再判定します。）

被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことによって、残った国保被保険者が1人となる場合、国保世帯の基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額分の平等割額が、移行後の5年間は**半額に**、その後の3年間は**4分の3になります**。

② 社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移行することによって、その保険の被扶養者だった75歳未満のかたは国保に加入し、新たに保険税を負担するようになります。このうち65歳以上のかた（旧被扶養者）については、所得割額が全額減免されます。また、国保に加入した月以後2年を経過する月までの間は、7割・5割減額に該当する場合を除き、均等割額が半額減免され、旧被扶養者のみで構成される世帯については平等割額も半額減免されます。

※上記の減額制度等については自動的に適用されますので、申請の必要はありません。

国保税の特別徴収（年金天引き）について

国保税の特別徴収（年金天引き）は、次の①～③のすべてに該当するかたが対象です。

- ① 65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成されている世帯
- ② 世帯主が特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給
- ③ 国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる年金の支給額の1/2を超えない

※世帯の中に年度の途中で75歳になるかたがいる場合又は擬制世帯（世帯主が国保の被保険者ではないが、その世帯内に被保険者がいる世帯）は、特別徴収の対象とはなりません。

※年度の途中で税額の変更があった場合などには、普通徴収に切り替わることがあります。

※対象となるかたについては、1年間の国保税額を6回に分けて、偶数月に支給される年金から天引きさせていただきます。

ただし、4月と6月は、年間の税額が確定していないため、前年度の税額をもとに仮徴収します。

8月以降は、確定した年税額から納付済の税額を差し引いた残りの額を4回に分けて徴収します。

なお、令和3年度の特別徴収の対象となるかたについては、事前に通知書を送付しています。

※国保税が特別徴収（年金天引き）となるかたは、申し出により、口座振替に変更できます。

ただし、これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります。

また、申し出後、口座振替による納付ができないときは、年金からの天引きに変更することがあります。

口座振替の申込手続きについて

- ・金融機関でのお申込み：通帳・届出印・納税通知書をご持参のうえ、金融機関窓口にて手続きをお願いします。
- ・市役所収納課でのお申込み：収納課窓口ではキャッシュカードを使い、より簡単に手続きが可能です（十八親和銀行・ゆうちょ銀行・長崎西彼農協のみ）。健康保険証等本人確認ができるものを併せてご持参ください。詳しくは、収納課 収納係（☎：095-829-1130）へお問い合わせください。

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職されたかたへの国保税の軽減について

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な事由により離職され、失業等給付を受けるかたについては、国保税が軽減されます。

【対象となるかた】

次の①、②のいずれにも該当するかたが対象です。

- ① ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証により、

雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

いずれかの資格を有することを確認できるかた

- ② 離職日時点で65歳未満のかた

【対象となる期間】

- 離職の翌日から翌年度末までの国保税を軽減

例) 令和3年3月31日～令和4年3月30日離職のかた⇒令和3年度・令和4年度の国保税を軽減

例) 令和2年3月31日～令和3年3月30日離職のかた⇒令和2年度・令和3年度の国保税を軽減

対象となるかたは、国保税の算定にあたり、前年の給与所得を30/100として計算します。

◎軽減例1

世帯主(42歳)、妻(42歳)、子(10歳)の3人世帯
世帯主の令和2年給与収入300万円

給与以外の所得はない場合

軽減前の年税額	軽減後の年税額
363,400円	⇒ 98,600円

◎軽減例2

世帯主(42歳)のみの1人世帯

世帯主の令和2年給与収入200万円

給与以外の所得はない場合

軽減前の年税額	軽減後の年税額
192,300円	⇒ 21,800円

※上記はあくまで、一例であり、世帯構成・給与以外の所得（年金・事業所得等）などによっても、年税額・軽減額は異なります。詳しくは個別にお尋ねください。

◇軽減を受けるためには、申告が必要です◇

雇用保険受給資格者証・国民健康保険被保険者証をご用意のうえ、ご相談ください。

国保税についてのお問い合わせは 国民健康保険課 賦課係まで (☎095-829-1226)

国保税の納付について

国保税は国保を運営していくにあたって大切な財源ですので、必ず納期限内に納付してください。

●国保税を滞納すると

納期限を過ぎた税の納付がないと、税金以外にも督促手数料や延滞金が発生します。また、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

保険証は、通常よりも期限が短くなり、有効期限が切れるたびに納税相談のため、市役所本館に来庁していただくことになります。

特別な事情もなく納期限から1年以上滞納した場合、一旦保険証を返還していただき、代わりに「**資格証明書**」が交付されます。

これは、国保の資格を証明するだけのもので、医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となります。

納期限から1年6か月を経過すると、国保の給付が全部又は一部差し止められる場合があります。

●お支払いでお困りのかた

納税相談

納期限までの納付が困難な場合は、お早めに**収納課**までご相談ください。

なお、やむを得ない理由がなく納付いただけない場合は、**預金等の差押え**など滞納処分を受けることがあります。

減 免

水害や台風などの天災、生活困窮又はその他特別の事情により納付が困難な場合、申請により国保税の一部又は全部が減免される場合があります。詳しくは、**国民健康保険課賦課係**にご相談ください。

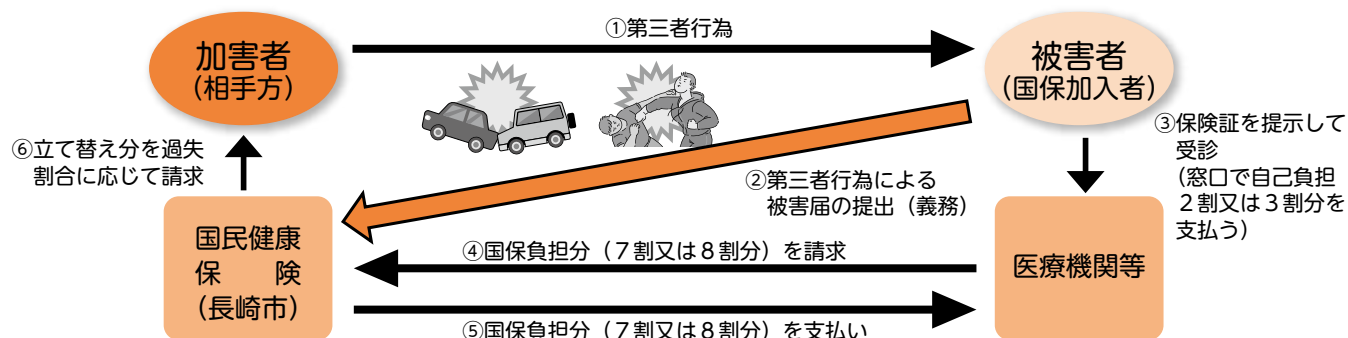
(倒産等で失業されたかたは、国保税の軽減制度があります。詳しくは3ページをご覧ください)

第三者行為による傷病で保険証を使用する場合は届出が必要です

交通事故・自損事故、傷害事件に巻き込まれた、他人の飼い犬に噛まれた など

例えば交通事故のように加害者(=第三者)の行為によってケガや病気になった場合、その治療費などは加害者が全額負担するのが原則ですが、「**第三者行為による被害届**」を提出した場合は、保険証を使うことができます(被害者に不法行為がある場合を除く)。保険証を使うことで、医療機関での窓口負担は2割又は3割になり、残りは国保が一時的に立て替えますが、後日、立て替えた分を過失割合に応じて加害者に請求します。

加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませてしまうと国保が使えなくなる場合があります。示談の前に、必ずご相談ください。



国保から支払う医療費は、加入者のみなさんに納めていただいた保険税が財源となっています。

この届出がなければ、加害者が支払うべき医療費を国保負担で支払うことになるため、国民健康保険の財政を圧迫することになり、結果として加入者のみなさんの不利益になることも考えられます。また、加害者が不当な利益を得ることに繋がります。

納税相談は 収納課まで (☎095-829-1130)

減免の相談は 国民健康保険課 賦課係まで (☎095-829-1226)

第三者行為の届出等についてのお問い合わせは 国民健康保険課 給付係まで (☎095-829-1136)